

秋田県再エネ工業団地（下新城地区）
電力供給事業
中核事業者等募集要項

令和 8 年 9 月
(令和 8 年 10 月 5 日修正)
秋田県

目次

1	一般的事項	1
(1)	事業名	1
(2)	背景・目的	1
(3)	事業概要	2
(4)	事業予定地	4
(5)	事業期間・スケジュール	4
2	公募に関する条件	5
(1)	提案形態	5
(2)	応募者の構成と定義	6
(3)	応募時の留意事項	6
(4)	参加資格要件	7
(5)	参加資格の取り消し	10
3	提案に関する条件	10
(1)	必須条件（基本要素）	11
(2)	尚可条件（加点要素）	12
(3)	任意条件（加点要素）	12
(4)	その他（加点要素）	13
(5)	その他踏まえるべき前提条件	13
4	業務範囲	15
(1)	中核事業者等の業務範囲	15
(2)	県の業務範囲・協力事項	16
5	公募及び選定の方式・スケジュール	17
(1)	公募及び選定方法	17
(2)	公募及び選定スケジュール	17
6	応募手続き	18
(1)	募集要項の公表	18
(2)	募集要項等に関する質問の受付及び質問回答	18
(3)	参加資格確認申請書類の受付	19
(4)	参考資料の配布	20
(5)	参考資料に関する質問の受付及び質問回答	20
(6)	参加資格確認結果の通知	21
(7)	提案書及びプレゼンテーション資料の受付	21
(8)	プレゼンテーションの実施	23
(9)	応募辞退に関する提出書類	23
7	優先交渉権者の決定	24
(1)	応募にあたっての留意事項	24
(2)	優先交渉権者の決定	25

(3)	通知・公表	25
(4)	次点交渉権者との協議	25
(5)	優先交渉権者を選定しない場合	25
(6)	その他	26
8	問い合わせ先	26
9	参考資料	26
10	提案書への記載事項	27

1 一般的事項

(1) 事業名

秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業

(2) 背景・目的

2050年カーボンニュートラルに向けた国内外の潮流が加速する中、大手企業を中心として、カーボンニュートラルなもののづくりを志向する動きが広がっている。こうした状況を踏まえ、豊富な再生可能エネルギー資源（以下「再エネポテンシャル」という。）を有する秋田県（以下「県」という。）は、令和4（2022）年に「秋田県2050年カーボンニュートラル」を宣言した。また、県の最上位計画である「秋田県総合計画」においても、産業振興の観点からカーボンニュートラルの推進を位置づけ、県全体として取組を進めている。

さらに、「第3期秋田県新エネルギー産業戦略」においては、県の再エネポテンシャルを最大限に活用するための重要施策として、県の豊富な再エネポテンシャルを最大限生かした再エネ電力を活用する工業団地（以下「再エネ工業団地」という。）の整備を掲げている。また、県内で創出される再エネ電力を積極的に活用・発信し、企業誘致の促進を図ることとしており、その具体的な計画予定地として秋田市下新城地区を定めている。

県は、再エネ工業団地の整備を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させるとともに、再エネの地産地消を推進し、再エネ電力を活用した企業誘致により、立地企業の脱炭素化に資することを目指している。併せて、県内産業の発展、雇用創出、地域経済の活性化等、広く波及効果を生み出すことを目的としている。

このような目的のもと、県は秋田市下新城地区における再エネ工業団地整備に向けた準備を進めてきた。令和4（2022）年度には、秋田市下新城地区工業団地を再エネ工業団地として整備するための基本的方向性を示す「秋田県の豊富な再エネポテンシャルを活かした再エネ工業団地での電力供給事業 マスタープラン（概要）」（以下「マスタープラン」という。）を策定し、令和5（2023）年度からは再エネ工業団地における電力供給事業の実現に向け、諸課題の整理・検討を進めるとともに、電力供給事業の立ち上げに関する方針を検討してきた。

一方で、電力供給事業の立ち上げ及び運営には、小売電気事業や再エネ電源の開発等に関する専門的な知見・システム・ノウハウ・実務経験に加え、外部環境の変化に対応した企画立案能力や事業経営能力等の多様な能力が求められる。このため、県単独での実施には限界があり、これらの知見や経験を有する事業者と連携して、再エネ工業団地内の電力供給体制を構築することが必要である。

そこで、県は再エネ電力の安定供給を通じて企業誘致・立地を支える事業者を選定することとした。本事業では、必要な知見・システム・ノウハウ・経験・能力を

有するとともに、県と協働して再エネ工業団地電力供給事業（以下「電力供給事業」という。）の立ち上げ及び推進を図ることができる民間企業（以下「中核事業者等」という。）を募集する。県は、本募集要項に示す条件等を踏まえ、事業者から自らの創意工夫を活かした提案を求め、公募型プロポーザル方式により中核事業者等を選定する。

(3) 事業概要

ア 事業内容

本事業は、秋田市下新城地区における再エネ工業団地の実現に向け、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の調達・供給・発電等の機能を担う電力供給事業を立ち上げるものである。

電力供給にあたっては、県営水力発電や太陽光発電等を活用し、再エネ 100%の安定供給を目標とする。県内の再エネ電力を積極的に活用するとともに、県内外からの調達や自社開発による電源を組み合わせ、入居企業に対し安価かつ安定的に再エネ電力を供給し、入居企業の脱炭素化実現を支援する。

時間軸を踏まえた県の事業展開の考え方（想定）は、表 1 のとおり。

表 1 事業展開の考え方（想定）

時間軸	事業展開の考え方（想定）
短期 再エネ 100%の実現	● 最初の入居企業（工場等）の稼働開始時期（令和 10（2028）年度を予定）に合わせて、電力供給事業を開始する。 ● 県営水力発電や太陽光発電等を活用し、再エネ 100%による安定供給を実現する。 ● 県内の再エネ電力を積極的に活用するとともに、県内外からの再エネ調達や自社開発による電源を組み合わせ、入居企業の脱炭素化実現を支援する。
中期 県産再エネ比率の向上、 フィジカルな電力供給	● 太陽光発電をはじめとする再エネ電源の開発や洋上を含む風力発電の活用等を積極的に推進していくことで、入居企業への再エネ電力供給における県産再エネ比率を段階的に高めていく。 ● 同時に、入居企業の拡大に応じて、発電所に近い立地特性を生かし、可能な限りフィジカルな電力供給を目指す。
長期 供給規模の拡大、エネルギー マネジメントの推進	● 一定程度の需要規模が見込まれる段階では、経済性やレジリエンス向上を目的とした一括受電方式への移行や、受変電設備・自営線・発電設備・需給管理システム等の導入を視野に入れた検討も進める。 ● 将来的には、県内外における再エネの調達・開発量をさらに拡大するとともに、需給調整やデマンドレスポンス、蓄電池

時間軸	事業展開の考え方（想定）
	などのエネルギー貯蔵を活用したエネルギーマネジメントの推進を図る。

ただし、本記載内容は現時点における県の考えを示したものである。県は、事業の実現性や安定性、経済性等を踏まえ、応募者からの多様な提案を受け付けるとともに、選定後は中核事業者等と協議・調整を行い事業の具体化を図る。

イ 用語の定義

本公募における再エネは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項に定める再生可能エネルギー源に従うものとする。また、再エネ100%、フィジカルな電力供給、県産再エネの定義は、表2のとおり。

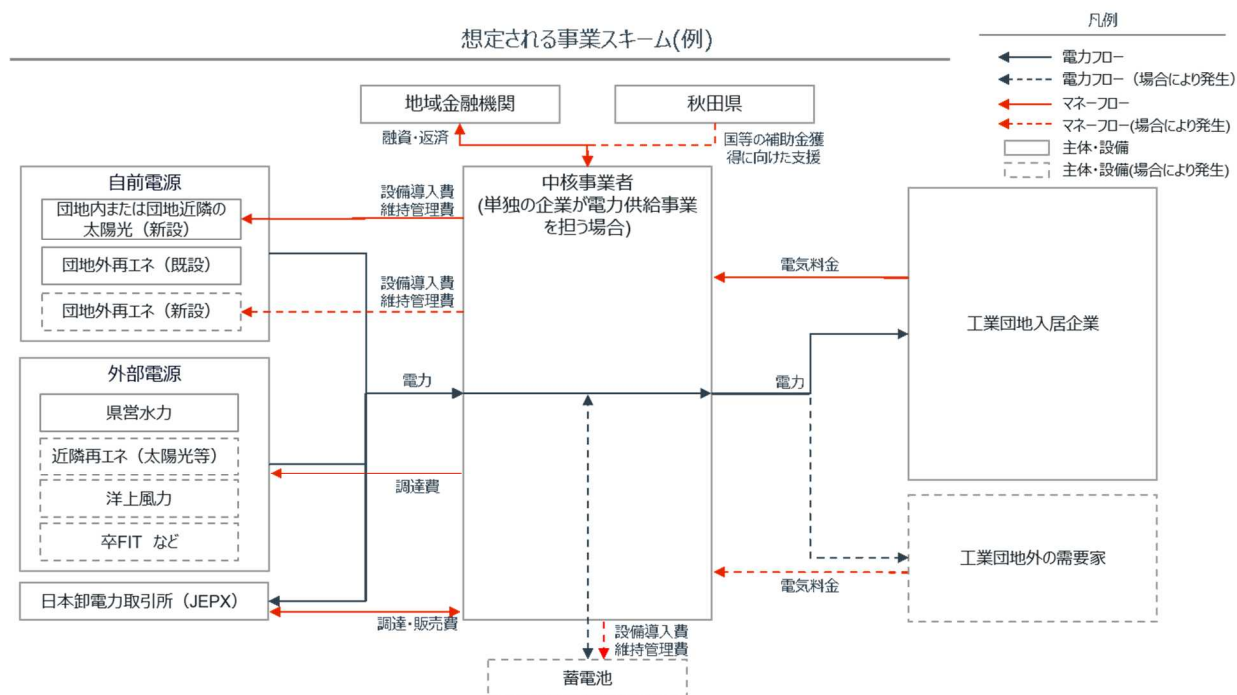
表2 用語の定義

用語	定義
再エネ 100%	● 環境価値が分離・移転されていない再エネ電力、又は非化石証書等により環境価値を付与した電力によって、CO2 排出が実質的にゼロとなるよう電力供給を構成すること
フィジカルな電力供給	● 発電した再エネ電力とその環境価値を一体として需要家へ供給すること
県産再エネ	● 秋田県内に立地する再生可能エネルギー発電設備に由来する電力、又はその環境価値が付与された電力

ウ 組織体制・スキーム

組織体制・スキームは、民間企業（単独企業又は複数企業）による再エネ電力供給や組合契約等に基づく共同事業の立ち上げ等、事業者からの多様な提案形態が想定される。また、必要に応じて、株式会社や合同会社等の法人を新たに設立する形態も検討可能である。

ただし、いずれの形態においても、電力供給に係る業務の主体及び責任の所在を明確にすること。



(4) 事業予定地

ア 位置

秋田市下新城野字街道端西地内

イ 面積

約 47.7ha (うち、工業用地としての分譲は約 31ha)

(5) 事業期間・スケジュール

ア 事業期間

電力供給開始：令和 10 (2028) 年度 (予定)

継続期間：電力供給開始から 20 年間を目途

※具体的な継続期間は事業環境等を踏まえて県と協議し決定

イ スケジュール

令和 8 (2026) 年度の公募及び中核事業者等の決定後、入居企業との調整を経て、企業入居開始にあわせ電力供給事業の開始を目指すものとし、電力供給開始は令和 10 (2028) 年度を見込んでいる。

なお、分譲開始スケジュールは、北側 (第 1 期工事分；約 11ha) が令和 8 (2026) 年度、南側 (第 2 期工事分；約 20ha) が令和 10 (2028) 年度をそれぞれ予定している。

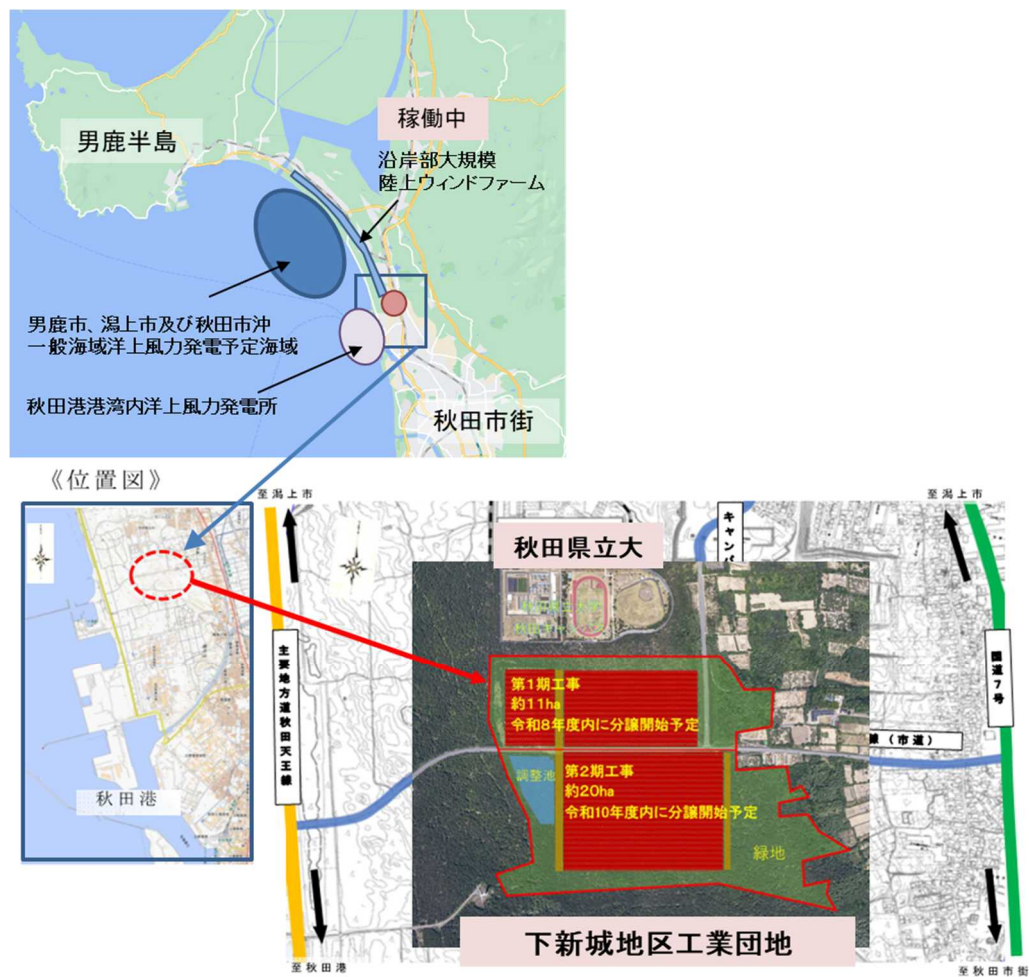


図2 秋田市下新城地区工業団地の概要図

2 公募に関する条件

(1) 提案形態

ア 中核事業者等の定義

中核事業者等とは、単独又は複数企業で「秋田市下新城地区工業団地における電力供給等（エネルギー事業）を中心的に検討・実施する民間企業」をいう。

イ 提案形態

以下の3つの形態から1つを選択の上での提案を基本とする。なお、参加資格確認申請書類の提出後は、応募者の変更又は追加は原則認めない。

(ア) 単独企業による事業提案

単独の企業が電力供給事業を担う形態。

(イ) 複数企業による事業提案

複数の企業が連携・協力して電力供給事業を担う形態（（ア）を複数企業で実施することと同義）。各企業が得意分野（例：発電設備、電力供給、

運営管理等)で役割分担し、民間企業のみで組織されるコンソーシアム形式で協業する。

(ウ) 官民連携での新会社設置提案

民間企業と県が共同で出資して、又は民間企業が単独で出資して新会社を設立し、同社が電力供給事業を担う形態。提案にあたっては3 (3) 「任意3：法人設立」を踏まえること。

(2) 応募者の構成と定義

2 (1) 「提案形態」に応じた応募者の構成及び各企業の定義は、表3のとおり。

表3 提案形態毎の応募者構成と定義

項	提案形態	応募者の構成	応募者の定義
ア	単独企業による事業提案	代表企業	● 代表企業：単独で応募し、電力供給事業を担う企業 ^{※1}
イ	複数企業による事業提案	代表企業 協力企業	● 代表企業：応募を取りまとめ、電力供給事業を中心的に担う企業 ^{※1} ● 協力企業：代表企業と共同で電力供給事業を実施又は支援する企業
ウ	官民連携での新会社設置提案 ^{※2}	代表企業 構成企業 協力企業	● 代表企業：新会社を設置する際の業務及び出資を行い、かつ応募手続を行う企業 ^{※1} ● 構成企業：代表企業のほか、新会社を設置する際の業務及び出資を行う企業 ● 協力企業：代表企業又は構成企業と共同で電力供給事業を実施及び支援する企業
備考			
※ 1_民間金融機関及び公的金融機関は、代表企業となることはできない。			
※ 2_提案にあたっては、3 (3) 「任意3：法人設立」の内容を踏まえること。			

(3) 応募時の留意事項

ア 複数企業によるコンソーシアムの留意事項

複数企業による事業提案及び官民連携での新会社設置提案の場合は、複数企業によるコンソーシアムでの応募が想定される。この場合、各応募者単位で「2 (4) ア 業務遂行にあたり求められる能力」の全てを満たす必要はなく、コンソーシアム全体として全てを満たすことで足りる。

また、参加資格確認申請書類等の提出時には、応募者の協力企業及び構成企業について明らかにすること。

イ 複数応募の禁止

応募者及び応募者と資本面又は人事面において密接な関連がある者は、他の応募提案の構成員となることはできない。「資本面において密接な関連がある者」とは、議決権総数の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の取締役役員を兼ねている者をいう。

なお、県と中核事業者等との契約又は協定締結後、選定されなかった応募者が、中核事業者等の協力企業又は構成企業に追加することを妨げない。ただし、追加する場合には県の承諾を得ること。

ウ 金融機関の応募について

民間金融機関及び公的金融機関は、応募者の代表企業となることはできない。ただし、構成企業又は協力企業として参加することは妨げない。

(4) 参加資格要件

ア 業務遂行にあたり求められる能力

本事業の遂行にあたり、事業の立ち上げ及び運営する能力、電力事業を遂行する能力、行政と連携した施策を展開する能力を求める。（表4参照）

なお、応募者のうち、需給管理・調整業務を担う者は、経済産業省に登録されている小売電気事業者である者のうち、「需給管理・調整業務実績」及び「日本卸電力取引所（JEPX）での取引実績」のいずれかに該当する会社法上の法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）とする。

表4 業務遂行にあたり求められる能力

No	分類		求められる能力
1	事業の立ち上げ及び運営する能力		- 経営戦略の策定管理、営業、財務、経理、顧客管理、総務、法務、広報、会計等の事業立ち上げ及び運営に必要な基本業務について現実性をもって遂行できる能力 - 電気事業に関連する法規制やコンプライアンスの知見 等
2	電力事業を遂行する能力	電力調達	- 小売電気事業の実施実績 - 外部から必要な再エネを調整・調達する能力 等
		電源開発	再エネ発電事業の実施実績（特に太陽光発電の開発実績（発電所の保有等））・ノウハウや技術 等
		需給管理・調整	- 需給管理・調整業務実績 - 日本卸電力取引所（JEPX）での取引実績 - 蓄電池等を用いたエネルギーマネジメントの取組に関するノウハウや技術^{※1} 等
		その他 ^{※1}	自営線等を活用した電力供給の実績・ノウハウや技術

No	分類	求められる能力
		配電事業の実施実績 等
3	行政と連携した施策を展開する能力	県のエネルギー施策と連動する事業活動（県民を巻き込む取組や県の施策に資する取組）が実施できる能力 等
備考		
※ 1_需給管理・調整（蓄電池等を用いたエネルギーマネジメントの取組）及びその他 は応募にあたって必須の要件ではないが、該当する業務を実施する場合は記載した能力を求める。		

イ 能力の確認方法

表 4 に記載した能力の確認は、第一次審査（資格審査）及び第二次審査（提案審査）を通して行う。確認時期及び確認方法は表 5 のとおり。

表 5 能力の確認時期及び確認方法

項	分類	確認時期	確認方法
ア	事業の立ち上げ及び運営する能力	第二次審査（提案審査）	提案内容及びプレゼンテーションの内容から判断する。
イ	電力事業を遂行する能力	第一次及び第二次審査（資格及び提案審査）	表 7 に記載している提出書類の情報、提案内容及びプレゼンテーションの内容から判断する。
ウ			
エ			
オ		第二次審査（提案審査）	提案内容及びプレゼンテーションの内容から判断する。
カ	行政と連携した施策を展開する能力		

ウ 欠格要件

応募書類提出時において、次に該当する者は、応募者（構成企業又は協力企業を含む）になることはできないものとする。（表 6 参照）

表 6 欠格要件及び確認方法

項	欠格要件	確認方法
ア	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者	応募者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を求める。
イ	秋田県暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する者	本公募への誓約書の提出を求める。
ウ	会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている者	
エ	最近一年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者	納税証明書の提出を求める。
オ	宗教活動や政治活動を目的とする者	

項	欠格要件	確認方法
カ	県が本公募に関わるアドバイザー業務を委託している者、又は関連業務を受託した者、又は当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面もしくは人事面において密接な関連がある者。なお、本公募に係る県のアドバイザー業務を受託した者は次のとおり。 ・株式会社 NTT データ経営研究所	本公募への誓約書の提出を求める。
キ	「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業中核事業者等選定委員」の委員選任から選定までの間において、選定委員と資本面又は人事面において密接な関係がある者	
ク	その他、国等で定める法令への違反等により指名停止を受けている者	

エ 提出書類

能力の有無及び欠格要件の該非を確認するため、応募者は以下の書類を提出すること。（表 7 参照）

なお、代表企業又は構成企業の子会社が需給管理・調整業務を担う場合、同社は協力企業としてコンソーシアムに参加する必要がある。

表 7 参加資格要件に係る提出書類

項	確認項目の分類	提出書類	備考
ア	電力事業を遂行する能力	経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類	—
イ	電力事業を遂行する能力	電力販売実績が確認できる書類	有価証券報告書、四半期報告書等の決算説明資料等
ウ	電力事業を遂行する能力	電源開発実績を証する書類	①保有する再エネ電源情報や再エネ電力調達実績、太陽光発電の PPA 実施実績 ②機密情報と判断される情報は、各自で保護すること
エ	電力事業を遂行する能力	事業リスクへの対応能力を示す資料	直近 3 年分の財務諸表等
オ	電力事業を遂行する能力	日本卸電力取引所 (JEPX) の会員証書並びに取引実績、需給管理・調整業務実績を証する書類	—
カ	欠格要件	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	原本（3 カ月以内に発行されたものに限る）のコピーの提出も可
キ	欠格要件	誓約書	「様式集提出書類一覧表」を参照
ク	欠格要件	納税証明書	原本（3 カ月以内に発行されたものに限る）のコピーの提出も可

(5) 参加資格の取り消し

応募書類の提出後から優先交渉権者決定までの期間において、応募者に「2 公募に関する条件」(4)で定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、県は応募者の参加資格を取り消すこととする。

ただし、県がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

3 提案に関する条件

提案にあたっては(1)～(5)の項目を踏まえること。(1)は、短期的(電力供給事業開始時点から数年以内)に満たすべき条件として想定しており、提案を行う際に必ず満たすべき要件とする。

(2)及び(3)は、事業の実現性や安定性、経済性等を踏まえ、中長期的に実現を図るものと想定しており、(2)は中期的(5～10年を目途)、(3)は長期的(10～20年を目途)な実現を目指すことを理想とする。

そのため、(2)は必須ではなく、実現を目指す提案があった場合は特に高く評価する項目とし、(3)も同様に、実現性が認められる提案があった場合は高く評価する項目とする。

再エネ工業団地の整備及び運営にあたって、県は、経済産業省のGX戦略地域制度「脱炭素電源活用型(GX産業団地)」の認定を目指している。

本制度に認定された場合は、再エネ工業団地への電力供給に資する団地内外での脱炭素電源・基盤インフラ設備等の整備について、「GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業」の支援対象(申請の対象)となる。提案にあたっては、制度要件に配慮したうえで、事業者の判断により本制度を活用した提案とすることも可能である。

また、GX戦略地域制度には、脱炭素電源を活用し、当該電源の立地地域に貢献する事業者の設備投資を後押しする「脱炭素電源地域貢献型(GX地域共創補助金)」も設けられている。そのため、提案にあたっては入居企業が本支援制度を活用した場合に採択及び十分な支援が見込まれるよう、制度要件への適合に配慮した内容となることが望ましい。

なお、両支援制度の詳細については、各省庁のホームページを参照のこと。

GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業

URL：<https://www.env.go.jp/content/000365685.pdf>

脱炭素電源地域貢献活用型(GX地域共創補助金)

URL：<https://gx-area-hojo.jp/>

(1) 必須条件（基本要素）

必須1：再エネ 100%による安定した電力供給

電力供給事業の立ち上げ後、令和 10（2028）年の電力供給事業の開始を目途に、「参考資料 1」に示す想定電力需要に対する電力供給を行う提案とすること。供給する電力は、自然災害や系統事故等の非常時を除き、再エネ 100%とすること。県営水力発電、太陽光発電や洋上を含む風力発電、応募者が自社で保有、開発又は外部から調達する県内外の再エネ電源を活用し、再エネ電力を用いた適切な電源構成で、安定的な電力調達を目指すこと。

なお、再エネ電力の調達先は必ずしも県内である必要はなく、県外からの調達も認める。また、電力需要に対して調達・供給が不足又は超過する場合は、日本卸電力取引所（JEPX）からの調達や再エネ工業団地外への供給（売電）も可能とする。

必須2：安価で競争優位性が見込まれる電気料金

再エネ工業団地に入居する企業は、県外からの立地も多く想定される。このため、本事業において需要家に提供する電力供給メニューの電気料金については、国内他地域と比較しても一定の競争優位性が見込まれる水準となるよう設定すること。

2026 年 11 月 1 日時点の想定での電力供給メニューの電気料金を提示するものとし、競争優位性のある電気料金の水準については、2026 年 11 月 1 日以降の東北電力株式会社が公表する高圧電力（工場向け）の電気料金¹（環境価値を含まない）を基準として参照しつつ、これに環境価値（再生可能エネルギー由来の価値）を付加しても、一定の競争力を確保できることが望ましい。

なお、県は優先交渉権者の決定後、再エネ工業団地に入居する企業の誘致活動を本格的に実施する。このため、応募者は、優先交渉権者に決定された場合、当該誘致活動において活用することが可能な、再エネ 100%電力を前提とし、かつ東北電力株式会社が公表する高圧電力料金と比較して価格競争力を有する再エネ工業団地入居企業向けの電力供給メニュー²を速やかに提示すること。

また、4（2）「県の業務範囲・協力事項」に記載のとおり、県は県営水力発電を本事業の調達電力とできるよう調整している。（参考資料 2 参照）

¹ 東北電力株式会社「電気料金プラン | 高圧のお客さまへの標準プラン」

2026 年 11 月 1 日以降の高圧電力（工場向け）の料金水準は以下のとおり。（東北電力株式会社が公表する税込料金単価を基に、税抜換算額を算出。）

- ・基本料金（税抜）：2,299.55 円/kW・月
- ・電力量料金 夏季（税抜）：18.17 円/kWh
- ・電力量料金 その他季（税抜）：17.27 円/kWh

² 電力供給メニューには、電気料金水準、供給電圧・供給容量等の供給条件、再生可能エネルギー比率及び環境価値の取扱い等が含まれる。

必須3：技術・経営面での安定した事業運営

災害等のトラブル対応を含む技術面、電気料金や中長期的な財務健全性等の経営面において、電力供給に関する全般業務の安定性・継続性を確保した運営をするための方針や体制を整えた提案とすること。また、「参考資料1」に示す電力需要は想定であることから、実際の需要が想定と相違しても安定した事業運営が実現できるよう十分加味した提案とすること。

必須4：再エネ電源の開発

再エネの外部調達のみならず、再エネ工業団地及び近傍における太陽光発電の設置（太陽光電池 PPA モデル）等、応募者独自の再エネ電源を増やす取組を提案すること。工業団地内の電源開発は、各入居企業の自らの土地に設置する再エネ設備等を想定しており、基本方針は以下のとおりとする。

- 入居企業の建物の屋根上や自らの土地の空きスペースへの再エネ設備の設置は積極的な実施を求める。
- 発電専用を目的とする再エネ設備（太陽光発電等）の野立て設置は不可とする。

(2) 尚可条件（加点要素）

尚可1：“県産”再エネ100%による電力供給

必須条件で記載している再エネ100%に加え、県営水力発電、太陽光発電や洋上を含む風力発電等の県内の再エネ電力を可能な限り積極的に活用した提案や、県産洋上風力発電からの調達割合を高める提案があった場合は、特に高く評価する。

なお、4（2）「県の業務範囲・協力事項」に記載のとおり、県は県営水力発電を本事業の調達電力とできるよう調整している。（参考資料2参照）

尚可2：フィジカルな電力供給

再エネ工業団地は、太陽光発電や洋上を含む風力発電をはじめとする近傍の再エネ発電所に近い立地特性を有する。このような立地特性を活かしたフィジカルな電力供給を可能な限り目指す提案があった場合、特に高く評価する。

(3) 任意条件（加点要素）

任意1：応募者独自の提案

マスタープラン等の趣旨を踏まえ、2050年の脱炭素社会の実現に向け、多様な主体と連携して再エネ工業団地の入居予定企業に対する同工業団地の訴求力や価値を強化するような取組（例：蓄電池などのエネルギー貯蔵・デマンドレスポンス等の再エネを有効利用する具体的な取組や、RE100やSBT等の国際的な脱炭素イニシアティブへの対応を含めた入居企業の脱炭素経営やScope2排出量削減に資する取組、本事業を起点とした地域活性化、電力供給事業の拡張性、県内の再エネ利活用

の拡大促進等の取組）や、その他応募者独自の提案について、実現性の観点から妥当と認められる場合は高く評価する。

任意２：受電方式

受電方式として一括受電方式を提案する場合、経済性やレジリエンス対応等の観点から有効と考えられ、かつ実現性や安定性の面で妥当と認められる提案について、高く評価する。なお、一括受電方式は必ずしも事業開始時点からである必要はなく、将来的な実現計画として示すものでも構わない。

任意３：法人設立

法人の設立を提案する場合、実現性や安定性等の観点から妥当と認められる提案について、高く評価する。

なお、法人を設立する提案を行う場合は、下記の条件を踏まえること。

(ア) 設立形態

電力供給事業体の形態は会社法上の株式会社を想定するが、その他の形態（例：合同会社等）も認める。

なお、定款には、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。取締役会及び監査役を設置すること。また、電力供給事業体の名称は、別途県と協議すること。

(イ) 登記先

電力供給事業体の本店を秋田県内に設置し、設立登記を行うこと。

(ウ) 資本金・資本構成

電力供給事業体設立時における資本金は中核事業者等の提案を踏まえ、設立時の協議により決定する。

現時点において県の出資比率は数％程度を想定しているが、資本金の総額、事業者の提案内容、地域金融機関の参加状況等により変更の可能性がある。そのため、資本金の総額及び出資比率は、中核事業者等の選定後、関係者間で協議・調整を行い決定する。

(4) その他（加点要素）

その他：「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組

「賃金水準の向上」「女性の活躍推進」に取り組む事業者への加点措置を行う。詳細は、「6 応募手続き」（7）及び様式 3-16 を確認すること。

(5) その他踏まえるべき前提条件

提案にあたっては、以下の条件を前提とすること。

ア 資金調達

提案時において、借入金の調達金利に関する前提は短期プライムレートとし、令和8年11月時点の予定値（＝年率2.625%）として統一すること。

イ 事業実施体制

事業運営は中核事業者等が中心となって行うことを想定しているが、経営戦略の策定や営業業務のほか、県との十分な連携を図る必要がある。そのため、県の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に連携・調整を図りながら、効率的に会社運営を行うことができる業務実施・管理体制を整備すること。

法人を設立しない場合（単独企業による事業提案、複数企業による事業提案の場合）は、代表企業及び協力企業との間で、事業の進捗報告や必要な意思決定を行うための協議の場を設けること。また、当該協議を含め事業の進捗や主要な決定事項については、概ね3か月に1回程度の頻度で県に情報共有を行うこと。

法人を設立する場合（官民連携での新会社設置提案の場合）、現時点では県職員の出向は想定しておらず、電力供給事業体の代表取締役は中核事業者等が自ら選定することを視野に入れているが、最終的には関係者間で協議の上、決定する。

ウ 電力供給事業立ち上げにおける県と中核事業者等の責任分担

原則として、電力供給事業立ち上げに関する事務手続きや法的に必要な手続きを含め、一切の業務は中核事業者等が実施するものとする。

県と中核事業者等の責任分担は、募集要項等を踏まえた応募者による提案書等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案すること。

なお、県が出資を行う場合も、総務省「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき、県は債務に関する損失補償や貸付等の財政的支出は原則行わない。

エ 電力供給事業立ち上げが不調となった場合の処理

県及び中核事業者等のいずれの責めにも帰さない事由によって、電力供給事業立ち上げが不調となったときには、県と中核事業者等は、その準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

オ 物価変動等への対応

優先交渉権者の決定から事業開始までには一定の期間を要することが想定される。この間の物価、エネルギー価格の変動リスクを十分加味した提案とすることを求めるが、社会情勢の急変等の予測不能な著しい変動により、優先交渉権者の責めに帰さない事由が生じ、提案時における電気料金その他の事業条件を前提として事業を実施することが著しく困難となる場合には、県と優先交渉権者は、当該条件の取扱いについて誠意をもって協議するものとする。

なお、協議の結果、電気料金その他の条件について見直しを行う場合であっても、本公募に基づく優先交渉権者の選定結果には影響を及ぼさないものとする。

カ その他、提案にあたり留意すべき事項

提案にあたっては、電力供給事業の立ち上げ・運営管理に係る各種法令に準拠した事業の提案を行うこと。

なお、応募者からの提案書受領後、必要に応じて個別ヒアリング実施や追加の資料提出を求める場合がある。

4 業務範囲

(1) 中核事業者等の業務範囲

ア 中核事業者等に求める実施事項

- (ア) 電力供給事業の実施体制構築³（例：企業における担当部門の設置、法人の設立 等）
- (イ) 小売電気事業の登録（関係機関への申請書作成、ヒアリング対応等）
- (ウ) 日本卸電力取引所（JEPX）への会員登録業務
（提案内容によって、必要に応じて実施すること）
- (エ) 電力供給事業の運営管理に関する各種対応
- (オ) 電力供給メニューの整理・提示
（県が企業誘致にあたり入居企業への説明等に活用可能なもの）

イ 中核事業者等が担う業務

電力供給事業の運営は柔軟で機動性の高いものとする。そのため、中核事業者等には表8の業務を担うことを求める。

なお、「3 提案に関する条件」のとおり、「(16)エネルギーマネジメント」「5.その他」は必須ではないが、本事業で中核事業者等が担うことができる範囲で多様な提案を受け入れる。

また、「(1)経営戦略」「(2)営業」「(8)利益活用」については、必要に応じて県と連携して実施するものとする。

表8 中核事業者等が担う業務

業務項目				想定される主な業務内容例
大分類		小分類		
1		(1)	経営戦略	県の電力需給動向を踏まえたマーケティング戦略立案 事業計画策定・管理 等

³ 法人の設立（官民連携での新会社設置提案）を行う場合は、定款の作成、創立総会の開催、設立登記等が含まれる。

業務項目				想定される主な業務内容例
大分類		小分類		
	事業立ち上げ・運営	(2)	営業	契約約款作成 料金メニュー開発 需要家営業 電源調達のための営業 契約締結業務 等
		(3)	財務	資金の調達・管理 財務戦略の立案・実行・管理 等
		(4)	経理	託送料金 ^{※1} （発電側・小売電気側）支払 電源調達費支払 インバランス料金 ^{※2} 支払 容量拠出金の支払 委託費（バランシンググループ ^{※3} ）支払 請求書発行、未収金管理 等
		(5)	顧客管理・対応	顧客情報管理 問い合わせ窓口 各種案内送付 等
		(6)	法制度に基づく計画・報告作成	電力広域的運営推進機関への供給計画届出 エネ庁への発受電月報・電気事業者別排出係数報告 電力・ガス取引監視等委員会への電力取引報告等（事業実施中、定期的に発生）
		(7)	総務・広報・会計	広報・メディア関係業務 等
		(8)	利益活用	地域の脱炭素化（再エネ電源の導入・県域での再エネ利用の拡大）に資する取組等、事業利益を活用する企画の立案 等
2	電力調達	(9)	再エネ電源確保	電力需要予測にあわせた再エネ電源確保 等
		(10)	不足電力の調達	不足電力に関する卸電力市場調達（JEPX）、ベースロード市場、常時バックアップ等からの電源調達 等
3	電源開発	(11)	企画立案	土地・周辺環境調査 土地選定 関係手続 等
		(12)	設計・施工	土地開発の設計 発電設備の設計 施工 等
		(13)	運用・管理	設備の保守点検・維持管理 接続開始及び電力供給 等
		(14)	設備更新・撤去・処分	リサイクル リユース 廃棄 等
4	需給管理・調整	(15)	需給計画	電気事業法に基づく需給計画の作成及び提出 等
		(16)	エネルギーマネジメント ^{※4}	高度なエネルギーマネジメント（蓄電池などのエネルギー貯蔵、デマンドレスポンス等）の取組の検討及び実施 等
5	その他 ^{※4}	(17)	自営線・受変電設備	自営線の設置及び保守管理 一般送配電事業者との託送に関わる調整 等
		(18)	配電計画	需要想定・供給力見通し・設備整備計画等の供給計画 接続検討等の系統アクセス計画 等
		(19)	配電運用	需給計画の作成及び提出・調整力確保・周波数調整等の需給管理 電圧維持・系統操作・設備管理等の系統管理 巡視・点検・事故対応等の保安 等
		(20)	その他	検針・精算等の託送関連業務 等
6	行政と連携した施策			県のエネルギー施策と連動する事業活動（県民を巻き込む取組や県の施策に資する取組） 等

備考

※ 1 託送料金とは、小売電気事業者が需要家に対して調達した電力を送る際に、送配電事業者の配電設備を通じて電気を運ぶための料金のこと。

※ 2 インバランス料金とは、小売電気事業者又は発電事業者が計画値同時同量を達成できず、供給する電力の過不足が発生した場合、その調整のための対価として支払う料金のこと。

※ 3 バランシンググループ（代表契約者制度）とは、発電事業者又は小売電気事業者が自らの電力調達・需給管理業務の一部をバランシンググループの代表契約者に対して委託を行い、インバランス料金による経済負担を減らすことを目的とした仕組みのこと。

※ 4 エネルギーマネジメント、その他は事業実施にあたって必須の業務ではなく、応募・提案にあたっても任意条件とする。

(2) 県の業務範囲・協力事項

ア 入居企業に対する支援

県は、再エネ工業団地への入居企業誘致に最大限の努力を行うとともに、入居企業の電力契約を本事業によるものとすべく必要な支援・協力を行う。

イ 電力調達

県は、電力供給事業において県内の再エネ電力（県営水力、県内の太陽光及び洋上を含む風力等）を調達できるように必要な支援・協力を行う。

特に、県営水力発電からの電力を継続的に調達できるよう調整するほか、応募者が本事業で用いる新たな再エネ電源の設置場所を探索する場合には、県有地を含めて土地等の情報提供を行う。

ウ 補助金申請等への支援

県は、本事業において応募者が国等の補助金制度等への申請を行う際には、情報提供等の必要な支援・協力を実施する。

エ 工業団地さらには県域の脱炭素化に資する取組

県は、電力供給事業体が県産再エネ 100%での供給や、工業団地内で自立した電力供給事業を行うための取組を実施するにあたって、各種調整や情報提供を通じた支援を行う。

オ 法人設立時の出資

県は、中核事業者等が株式会社等の法人を設立する場合、事業者と調整の上、数%程度の出資を想定している。（3（3）参照）

5 公募及び選定の方式・スケジュール

(1) 公募及び選定方法

中核事業者等の選定は、競争性、公平性及び透明性を確保するため、「公募型プロポーザル方式」により実施する。

(2) 公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、表9のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに県ホームページにて公表する。

表9 公募及び選定スケジュール

日時	予定
令和8年9月1日（火）	募集要項等の公表
令和8年9月1日（火）から 令和8年9月18日（金）	募集要項等に関する質問の受付

日時	予定
令和8年10月5日（月）	募集要項等に関する質問回答
令和8年9月1日（火）から 令和8年10月16日（金）	参加資格確認申請書類の受付期間及び参考資料の配布期間 ⁴
令和8年10月19日（月）から 令和8年10月29日（木）	参考資料に関する質問の受付
令和8年11月11日（水）	参考資料に関する質問回答
令和8年11月11日（水）まで	参加資格確認結果の通知
令和8年11月12日（木）から 令和8年12月18日（金）	提案書及びプレゼンテーション資料の受付期間
令和9年2月上旬	提案内容のプレゼンテーション評価
令和9年2月中旬	優先交渉権者と次点交渉権者の決定

6 応募手続き

(1) 募集要項の公表

令和8年9月1日（火）に県ホームページで公表する。

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び質問回答

募集要項等に関する質問の受付を以下のとおり実施する。また、質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

なお、変更した場合は、速やかに県ホームページで公表する。

ア 受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月18日（金）午後5時までとする。

イ 受付方法

オンライン申請若しくは電子メール（開封確認付き）による提出とする。
電子メールの場合は、送信後に電話にてメールの到着を確認すること。

ウ 質問書の送付

様式1に従い、質問内容を記載し県の問い合わせ先に対して提出すること。

⁴ 参考資料は、参加資格確認申請書類を提出した応募者（代表企業）に対して、電子メールにより配布する。

電子メールの場合のメールタイトルは「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業の募集要項等に関する質問（会社名）」とすること。

エ 問い合わせ先

（ア） オンライン申請の場合

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/6994170140045299297>



（イ） 電子メールの場合

産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課

クリーンエネルギー活用チーム

電子メール shigen-ene@pref.akita.lg.jp

電話番号 018-860-2282

オ 回答方法

令和8年10月5日（月）に県ホームページで公表する。

なお、質問者名は公表しないものとする。

(3) 参加資格確認申請書類の受付

応募者は、参加資格確認申請書類を以下のとおり提出すること。

ア 提出書類

様式2-1～2-5に従い、参加資格確認申請書類を作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月16日（金）午後5時までとする。

ウ 提出方法

オンライン申請、郵送（配達証明の取れるもの）又は持参によること。

郵送又は持参の場合は、電子データを格納したDVD-Rを合わせて提出すること。

持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

エ 提出場所

(ア) オンライン申請の場合

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/6162905902741798993>



(イ) 郵送・持参の場合

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3F）
産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課
クリーンエネルギー活用チーム

(4) 参考資料の配布

参加資格確認申請書類を提出した応募者（代表企業）に対して電子メールにより配布する。

(5) 参考資料に関する質問の受付及び質問回答

参考資料に関する質問の受付を以下のとおり実施する。また、質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

なお、変更した場合は、速やかに県ホームページで公表する。

ア 受付期間

令和8年10月19日（月）から令和8年10月29日（木）午後5時までとする。

イ 受付方法

オンライン申請若しくは電子メール（開封確認付き）による提出とする。

電子メールの場合は、送信後に電話にてメールの到着を確認すること。

ウ 質問書の送付

様式1に基づき、質問内容を記載し、県の問い合わせ先に提出すること。

電子メールの場合のメールタイトルは「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業の参考資料に関する質問（会社名）」とすること。

エ 問い合わせ先

(ア) オンライン申請の場合

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/3557500946550768522>



(イ) 電子メールの場合

産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課

クリーンエネルギー活用チーム

電子メール shigen-ene@pref.akita.lg.jp

電話番号 018-860-2282

オ 回答方法

令和8年11月11日（水）に参加資格確認申請書類を提出した応募者（代表企業）に対して電子メールにより回答する。

なお、回答に当たっては、受け付けた全ての質問及びそれに対する回答を一覧に取りまとめ、全ての応募者に対して送付するものとし、質問者名は公表しない。

(6) 参加資格確認結果の通知

県は、参加資格確認申請書類の受付期間終了日をもって、応募者から提出された参加資格確認申請書類により第一次審査（資格審査）を行う。

県は、第一次審査（資格審査）を行った結果を令和8年11月11日（水）までに書面により通知する。

なお、第一次審査（資格審査）の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に県に対してその理由について書面により説明を求めることができる。その場合は、様式2-6を提出すること。県は説明を求めた応募者に対し、書面により回答する。

(7) 提案書及びプレゼンテーション資料の受付

第一次審査（資格審査）を通過した応募者は、提案書及びプレゼンテーション資料を以下のとおり提出すること。

県は、提案書の作成にあたり必要な「参考資料」に示す電子情報を参加資格確認申請書類受付の際に代表企業に配布する。（「9 参考資料」参照）また、提案書の作成については、「10 提案書への記載事項」を参照すること。

なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求めることがある。また、提案された電気料金その他提案内容の実現可能性に関する根拠や裏付けを確認するために、同様に個別ヒアリング実施又は追加資料提出を求める場合がある。

ア 提出書類

様式 3-1～3-16 に従い、提案書等を作成し、提出すること。また、様式 3-17 に従い、第二次審査（提案審査）において応募者が提案内容のプレゼンテーションで用いる提案書の内容を要約した資料（以下「プレゼンテーション資料」という。）を作成し、提出すること。

なお、3（4）「その他（加点要素）」については、下記（ア）（イ）を踏まえること。

（ア） 「賃金水準の向上」に関する書類（※該当者のみ）

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業中核事業者等選定基準」（以下「選定基準」という。）の審査項目「賃金水準の向上」の評価基準を満たす場合は、表 10 のとおりに提出資料ア～エのいずれかの書類及び給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について割合を計算した資料を提出すること。

表 10 賃金水準の向上に関する提出資料の説明

区 分		提出資料	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（※直近の令和 7 年及びその前年の令和 6 年）	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（写し可）
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（写し可）	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（写し可）
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

（イ） 「女性の活躍推進」に関する書類（※該当者のみ）

選定基準の審査項目「女性の活躍推進」の評価基準を満たす場合は、表 11 のとおり書類を提出すること。

表 11 女性の活躍推進に関する提出資料の説明

区 分	提出資料
一般事業主行動計画の策定・届出 対象：従業員数 100 人以下の企業	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）

対象：「女性活躍・両立支援企業表彰」「女性の活躍推進企業表彰」「子ども・子育て支援知事表彰」「男女共同参画社会づくり表彰」	
---	--

イ 提出期間

令和8年11月12日（木）から令和8年12月18日（金）午後5時までとする。

ウ 提出場所

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3F）
産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課
クリーンエネルギー活用チーム

エ 提出方法

提案書とプレゼンテーション資料のそれぞれについて、10部（正本1部、副本9部）及びDVD-Rによる電子データ1部を郵送（配達証明の取れるもの）又は持参によること。また、県が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(8) プレゼンテーションの実施

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選定する。審査基準は、選定基準による。

なお、プレゼンテーションの順番は提案書提出順とする。

実施時期、方法等は以下のとおりとする。

ア 実施日時

令和9年2月上旬予定（詳細な日時・場所は追って連絡する）

イ 内容・方法等

プレゼンテーション資料を使用し、口頭にて説明を行うこと。

なお、資料の追加・変更は認めない。1応募者当たり50分程度（うち説明20分、質疑応答30分）とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間の変更を行う場合がある。プレゼンテーションの出席者は1応募者当たり6名以内とする。

(9) 応募辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた応募者が応募を辞退する場合は、以下のとおり応募辞退届を提出すること。

ア 提出書類

様式 2-7 に従い、応募辞退届を作成し、提出すること。

イ 提出場所

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目 1 番 1 号（秋田県庁第二庁舎 3 F）
産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課
クリーンエネルギー活用チーム

ウ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）又は持参によること。持参の場合の受付時間は、開庁日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

7 優先交渉権者の決定

(1) 応募にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

イ 応募に係る費用

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 提出後の応募書類の差替え等

提出後の応募書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、審査の過程において、県は提出された書類について、問い合わせや修正の指示、追加資料の提出を求めることがある。

エ 提案書の取扱い

提案書の著作権は当該作成者に帰属する。県は、応募者に無断で、優先交渉権者の選定に係る公表等以外で提案書を使用しない。公表、展示、その他県が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認の上、承諾を得た場合に限り、これを使用することができるものとする。

なお、提出された提案資料は返却しない。

オ 県の提供する資料の取扱い

応募者（辞退者を含む）は、県が提供する資料を、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

カ 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

キ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (ア) 参加資格のない企業等が行った応募
- (イ) 指定の日時までに指定の場所に提案書が到達しなかった応募
- (ウ) 同一の応募者による２つ以上の応募
- (エ) 応募書類に記載された応募者のうち代表企業以外の者が行った応募
- (オ) 応募書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
- (カ) 上記に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

ク 公募の中止

天災地変等やむを得ない理由により公募の執行ができないときは、これを延期又は中止する場合がある。募集要項等に定めるもののほか、公募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

(2) 優先交渉権者の決定

県は、提案内容の審査に関して、選定基準を踏まえて専門的見地から総合的に評価を行うために、学識経験者等により構成される「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業中核事業者等選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。県は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(3) 通知・公表

優先交渉権者及び次点交渉権者決定後、速やかに、すべての応募者に対して審査結果を通知する。また、審査結果等について、県ホームページに掲載し公表する。

(4) 次点交渉権者との協議

優先交渉権者と電力供給事業の立ち上げに向けた協議が成立しなかった場合は、県は次点交渉権者と設立に向けた協議をすることができるものとする。

(5) 優先交渉権者を選定しない場合

公募、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない、又はいずれの応募者の提案も選定要件を満たさない等の理由により、優先交渉権者を選定せず、本募集を取り消すことがある。募集を取り消す場合には、この旨を速やかに県ホームページに掲載し、公表する。

(6) その他

優先交渉権者となった中核事業者等は、ただちに県と協議を行い、「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業の共同実施に関する協定書」（以下「基本協定」という。）を締結すること。基本協定案は、募集要項等とともに県ホームページで公表する。

なお、協議には必要に応じ県の指定する弁護士が参加する。

8 問い合わせ先

担 当：秋田県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課
クリーンエネルギー活用チーム

住 所：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電 話：018-860-2282

F A X：018-860-3869

電子メール：shigen-ene@pref.akita.lg.jp

9 参考資料

県は、募集要項等の参考資料として、応募者のうち参加資格確認申請書類を提出した代表企業に対して、電子データにより次の情報を電子メールで配布する。

参考資料に関する質問の受付、質問の回答方法やスケジュールについては、「5 公募及び選定の方式・スケジュール」及び「6 応募手続き」を参照すること。

- ・ 参考資料 1_電力小売予定先施設の電力需要（想定）に関する情報
- ・ 参考資料 2_県営水力発電施設の施設情報及び電力売電情報

算定の際は、参考資料に記載の各種数値を使用すること。

また、提案に当たっては次に示す情報も参照の上、検討すること。

- ・ 「秋田県の豊富な再エネポテンシャルを活かした再エネ工業団地での電力供給事業」マスタープラン（概要）
- ・ 第3期秋田県新エネルギー産業戦略
- ・ 秋田県総合計画
- ・ 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）
- ・ 「GX 戦略地域制度」の選定に関する公募要領等（脱炭素電源活用型及び脱炭素電源地域貢献型）

10 提案書への記載事項

応募者は、少なくとも表 12 に記載の内容を明らかにして、提案書を作成すること。本事業は、入居企業の増加に合わせ、電力需要等が段階的に拡大していくことを想定していることから、提案内容は、電力供給事業立ち上げ時に実現するもの、将来的な実現を予定するもの等の観点で整理すること。

また、複数の事業者が連携して事業を実施する場合は、どの事業者が何を担うのかを明確に記載し、選定基準に記載されている「表 6 事業効果算出式」も作成すること。

「3 提案に関する条件」3 (2) 「尚可条件」及び 3 (3) 「任意条件」として記載している事項については、必ずしも内容を満たす必要はないが、各条件を満たす提案がなされた場合は、設定したマスタープランの趣旨に照らし、加点要素として評価する。

「2 公募に関する条件」に示す提案形態（（ア）単独企業による事業提案、（イ）複数企業による事業提案、（ウ）官民連携での新会社設置提案）に応じて、提案書に記載を求める事項が一部異なるため、記載の要否を表 12 「提案形態別の記載の要否」欄に整理している。

表 12 に記載する記号の意味は、以下のとおりである。

- 「●」：当該提案形態において、記載を必須とする内容
- 「―」：当該提案形態において、記載を求めない内容
- 「任意」：当該提案形態において、記載は任意とする内容
（「尚可条件」又は「任意条件」に該当する事項）

表 12 提案書への記載事項

No.	審査項目	記載内容	提案形態別の記載の要否	
			(ア)単独企業による事業提案 (イ)複数企業による事業提案	(ウ)官民連携での新会社設置 提案
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針 ✓ 県の方針を踏まえた事業の位置づけ ✓ 事業運営方針（法人設立の有無、各事業者の担う役割、事業内容、供給エリア、供給形態等） ✓ 事業の特徴や工夫点等 供給開始までのスケジュール	● ● ● ●	● ● ● ●
2	電力調達計画	電源構成の基本方針 ✓ 電源構成の考え方や電力調達プロセス ✓ 県営水力の調達方針（量・価格・時期） ✓ 市場高騰等リスクへの対応策、市場連動価格での調達量及び割合、非化石証書の活用 再生可能エネルギー等の電力調達計画 ✓ 想定需要量を満たす再エネ等の調達計画 ✓ 県産再エネ調達やフィジカルな電力供給等 再生可能エネルギー等の電源開発計画 ✓ 工業団地 ⁵ 及び周辺での再エネ電源開発計画（実績、想定される手法や体制、対応可能な導入規模目安） ✓ 県内事業者との連携	● ● ● ● 任意 ● 任意	● ● ● ● 任意 ● 任意
3	電力供給計画	電力供給の基本方針 ✓ 電気料金水準・メニュー、想定供給先 ✓ リスクを最小化する対策 電力供給の手法 ✓ 供給手法（電力小売等） ✓ 受電方式（一括受電を自主提案する場合） 電力供給先への供給計画 ✓ 再エネ工業団地入居企業への供給計画 ✓ 電力余剰・不足時の供給・調達計画	● ● ● 任意 ● ●	● ● ● 任意 ● ●
4	組織管理計画	組織管理の基本方針、実施体制・ガバナンス・役割分担 ✓ 役割分担・実施体制 ✓ 透明性/健全性の仕組み、県との連携 ✓ 県内事業者の参画・連携 ✓ 将来的な法人設立の考え方（想定する場合） 法人を設立する場合の会社概要 ✓ 法人形態、資本金、出資割合、出資時期、設立時期、組織体制、役員構成、本店設置場所 等 需給管理・調整業務の実施方法 ✓ 運用体制、過去実績、実施方法	● ● 任意 任意 — ● ●	● ● 任意 任意 ● ● ●
5	収支計画	小売価格・調達価格等の設定方針 ✓ 価格設定の考え方、プロセス ✓ 価格設定の妥当性確認のモニタリング手法 収支計画の試算 ✓ 前提条件及び設定根拠 ✓ 損益計算書(P/L)、貸借対照表(B/S)、CF 計算書(C/F) ✓ 資金調達計画 事業効果 ✓ CO2 排出削減総量、再エネ導入量、需要家メリット等	● ● ● ● (P/L のみ) ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●
6	リスク管理計画	リスクの想定及び対応策、関係者間でのリスク分担 ✓ 想定されるリスク及び対応策 ✓ リスク分担の考え方 非常時の事業継続体制や仕組みへの工夫 ✓ 事業継続性を確保するための方針や県との連携体制 ✓ 非常時の実効性の高い対応策	● ● ● ●	● ● ● ●
7	利益活用計画	本事業で得た利益の活用方針 ✓ 県域脱炭素化（再エネ導入・利用拡大）への活用	任意	任意
8	事業者独自の提案等	事業者が独自に行う取組等 ✓ 脱炭素社会実現に向けた多様な主体との先進的な取組	任意	任意

⁵ 工業団地内の電源開発は、各入居企業の自らの土地に設置する再エネ設備等を想定しており、基本方針は以下のとおりとする。
 ・入居企業の建物の屋根上や自らの土地の空きスペースへの再エネ設備の設置は積極的な実施を求める。
 ・発電専用を目的とする再エネ設備（太陽光発電等）の野立て設置は不可とする。

No.	審査項目	記載内容	提案形態別の記載の要否	
			(ア)単独企業による事業提案 (イ)複数企業による事業提案	(ウ)官民連携での新会社設置 提案
		✓ 再エネ工業団地のさらなる訴求力や価値を向上させる 取組	任意	任意
9	その他	「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組	任意	任意